フランス　PACS法から考える
21世紀の日本の結婚制度

目次

目次があることで分かりやすい

- 1　はじめに（PACS法の定義と成立背景）
- 2　先行研究レビュー
- 3　考察
- 4　参考文献リスト

1-1　PACS法とは

- 1999年10月13日に議決された連帯民事契約（PACTE CIVIL DE SOLIDARITE）
- 「異性又は同性の，成年に達した二人の自然人による，共同生活を送る旨の契約」（民法典第515-1条）
- 同性カップルのために設計
  →同性・異性カップルを対象とする契約として設計（性愛の有無は問わない）
  　非婚カップルに一定の法的地位（税制，社会保障，相続）
- 婚姻と内縁関係の間に存在する法的なカップル形態

1-2　PACS法の成立過程①

- 同性カップルに法的保護を与える（デンマーク，ノルウェー，スウェーデン，・・・）というヨーロッパの流れに呼応する形で成立
- 1997年，総選挙で「ゲイ・カップルに市民権を」という要求のもと社会党が公約に盛り込み、社会党のジョスパン政権が発足

1-3　PACS法の成立過程②

- フランスの価値観に基づいた反対意見の存在

  例)同性愛カップルのみを対象とした法律の制定→フランスの普遍主義に反する

  フランスはカトリックの国→同性愛を明確に否定する教義に反する

⇒ 議論は難航，何回にもわたる改正が施され成立

2　先行研究レビュー

独自の視点から整理を行っている

- PACS法と他のカップル関係との比較
- PACS法の効果と問題点
- 同性愛者・異性愛者それぞれの視点からみたパックス
- PACS法を含めた「契約」の日本への適用

2-1　他のカップル関係との比較

- PACS法　　婚姻より法的制約が少なく，パートナーとして優遇措置が受けられる
  性愛の有無を問わない
- 婚姻　　法的手続きに基づく
- 内縁関係　　法的手続きをせず，一緒に生活する（フランス婚）

＊パートナーシップ　　婚姻より法的制約が少なく，パートナーとして優遇措置が受けられる
子をもつことに制限あり

（法制審議会RAPPORT FAIT PER M.JEAN-PIERRE MCHEL NO1138/14 OCTOBRE 1998，山口龍之氏）

文字の大きさ：**20pt**以上
ただし全体的に文字が多い

2-2　PACS法の効果
①社会的な意義

- 婚姻外共同生活，同性カップルの法的な承認
- 「家族権利」獲得への第一歩→子供を持つ権利獲得へ（ゲイとレズビアンセンター代表カロリ・ヌ・フレスト氏，ナンテール助教授，ダニエル・ポリロ，同性愛者の団体）

②法的な意義

- 従来の法律婚や異性間事実婚に準ずる権利の保障（内縁関係より得）
- 締結後3年後～共同課税（所得税，財産税）（税法展6条の1）
  →収入のアンバランスを補正
- 相続税・贈与税の条件付きの控除（同777条）
- 社会保障の享受（パートナーは疾病保険，出産保険を受給権者として受け取れる）（社会保険法典L161―14条）
- 住宅賃貸契約の保障（賃借関係改善に関する1989年法14条・15条）

③家族制度への意義

引用元が書いてある場合と書いていない場合がある
「友人同士でも利用できる」は文献で言われていることか？
それとも班で考えた独自の意見か？

- 友人同士でも利用できる
  （ルームシェア，シェアハウジング，収入が十分でない若者，配偶者を失った高齢者）（？）
- 共働きの場合，一方が遠隔地に転勤させられる不都合が少なくなる（佐藤典子氏）
- 貞操義務や同居義務がない→自由な結婚の在り方，精神的な結びつきが強まる（？）

2-3　PACS法の問題点
①子どもに関して

- 当事者二人のみの契約→子どもは非嫡出子扱い
- 親子関係に関する規範を変更しない

例）①同性カップルの人工授精による出産，養子縁組が認められない

②共同親権を持てない（養子縁組は一方とのみ）

②法的な問題点

- 一方的な解消が可能
  →財産権の問題にも（佐藤典子氏）
- 相続には遺言が必要
  →パートナーの急死の際の問題
- その他さまざまな経済的問題も　例）相続税の控訴（斎藤笑美子氏）
- 違反に対する罰則無し→制度的な価値があるのか（林瑞枝氏）

③他のカップル関係への影響

- 差異の固定化→内縁関係の社会的保護が後退（私的なものにとどめられない）
- PACS法と婚姻の間の法的な格差（婚姻の聖性の高まり）→平等原則に反する

2-4　それぞれの視点から
①同性愛者

- 以前は、カップル形態は内縁のみ選択可能
- パックスにより法的に認められ成立以前に比べ受けられる保障も増えた一方で，養子縁組が認められず，また異性愛カップルに比べ保障される権利も少なく，同性愛者の大多数が求めていた平等な扱いが受けられない

→ 満足する同性愛者は少ない

②異性愛者

- 以前は、婚姻と内縁の二つのカップル形態を選択可能
- パックスは、従来の婚姻に比べ法的拘束が少ないうえに援助を受けられる

→ 新たな結婚の形として認められる

2-5　PACS法を含めた「契約」の日本への適用

- 日本では同性婚や事実婚を認める法律がない
- 2003年「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」公布

→名の変更，性転換手術

→内縁、社会保障，借家権の継承について肯定的な制度，法的判断も

- 今後日本に出現することも？（山口龍之氏，本山敦氏）

3　考察

先行研究レビューを行って、「まだ調査ができていないところ」
「調査が不十分なところ」を提案できるとより説得力あり

- 同性愛カップルと異性愛カップルの格差が依然大きい

  しかし格差是正には宗教などの思想が大きな障害

- 法的に認められた結婚形態の少ない日本も無関係ではなくジェンダー論も含めた，新しい家族観が問われている

→ 各自が望む結婚形態を，差別や格差のない状態で選択できる制度が必要

4　参考文献

全体に古い文献が多いが、
新しいものは本当にないのか？

- 浅野 素女(1960-).　『同性婚、あなたは賛成?反対? : フランスのメディアから考える』. パド・ウィメンズ・オフィス, 2014,
- PERCIN LAURENCE DE,　斉藤 笑美子(1975-).　『パックス : 新しいパートナーシップの形』. 緑風出版, 2004,
- 北原零美.　「フランスにおける同性婚法の成立と保守的家族主義への回帰」.　『中央大学経済研究所年報』, 第45号, PP.13-37.
- 北原零美 「フランスにおけるPACSの位置づけと概況」『經濟學論纂』,2011, 第51巻, PP.345-358.
- 齊藤 笑美子.「性的指向と人権;フランスにおける同性間婚姻論議」.『一橋大学法学部機関リポジトリ』 2006.
- 佐藤 典子.　「フランスのPACS法成立と象徴闘争としての親密関係の変容(家族とその社会的生活世界の探求)」『哲學』. 2004, VOL. 112, P. 1-31.

- JESTAZ PHILIPPE,　野村 豊弘,　本山 敦.「内縁を立法化するべきか--フランスのPACS法について」『ジュリスト』. 2000, NO. 1172, P. 98-103.
- 林 瑞枝.「パートナー関係法の展開—フランスの連帯民事契約が示唆するもの—」『法律時報』.2002. VOL. 921.
- 丸山 茂.「フランスの家族と社会(7)PACS--その実践と問題」『神奈川大学評論』. 2001, NO. 38, P. 143-152.
- 本山 敦.「フランス (ミニシンポジウム:家族の再定義と法の役割)」『比較法研究』. 2003, NO. 65, P. 105-111.
- 山口 龍之.「フランスの新家族制度・民事連帯協約 (PACS) について」『沖大法学』. 1999, VOL. 21, P. 102-120.

図表や写真を入れる場合

引用元を明記してください

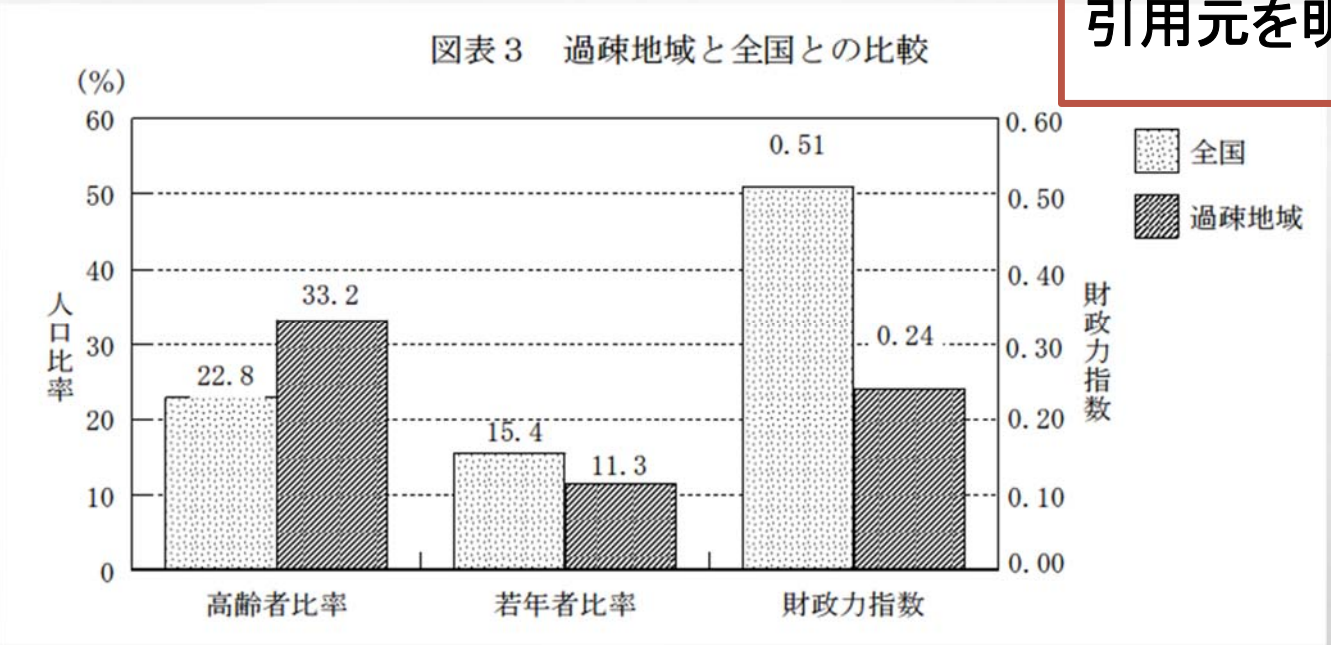

[PDF]平成24年度版「過疎対策の現況」について - 総務省
HTTP://WWW.SOUMU.GO.JP/MAIN_CONTENT/000276127.PDF
より引用(ACCESSED 2016-07-09)